

会津美里町住民参加推進条例庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 会津美里町情報共有と住民参加のまちづくり推進条例(仮称)(以下「住民参加推進条例」という。)の策定のため、会津美里町行政改革推進本部要綱(平成18年会津美里町訓令第24号)第6条の規定に基づき、庁内組織として住民参加推進条例庁内検討会議(以下「行政検討会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 行政検討会議の所掌事項は、住民参加推進条例住民検討会議における検討事項を踏まえて調査及び研究を行い、住民参加推進条例の原案を作成し、当該原案を行政改革推進本部に提言することとする。

(組織等)

第3条 行政検討会議は、会津美里町職員の職の格付に関する規程(平成17年会津美里町訓令第23号)に定める係長相当職以下の公募による職員10人以内をもって組織する。

2 行政検討会議に座長を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、住民参加推進条例の施行日までとする。

(会議)

第5条 行政検討会議は、座長が招集し主宰する。

(委員以外の者の意見陳述等)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、行政検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第7条 行政検討会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、行政検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が行政検討会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

(まちづくりのルールに関する条例検討ワーキンググループ設置要綱の廃止)

2 まちづくりのルールに関する条例検討ワーキンググループ設置要綱(平成19年会津美里町訓令第15号)は、廃止する。